

# 梨の木小学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、日進市立梨の木小学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教師が協力して教育の充実と向上に努め、児童の健全な成長と会委員相互の研修を図る事を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、日進市立梨の木小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 梨の木小学校の教育の充実発展に関する事業
- (2) 児童文化の向上と福祉増進に関する事業
- (3) 会員相互の研修と親睦に関する事業
- (4) その他本会に必要な事業

## 第3章 機関

(機関の種類)

第5条 本会には次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員会
- (3) 理事会(役員会含む)
- (4) 常置部会(研修部・広報部・校外活動部・地域連携部)

(総会の性格及び組織・招集)

第6条 総会は、年1回開催し、年度初めに開く。

- 2 定期総会は、年1回開催し、年度初めに開く。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開くことができる。
- 4 期日は委員会で決定し、会長が招集する。

(総会の権限)

第7条 総会は、次のことを行う。

- (1) 前年度の収支決算及び会務の承認
- (2) 本年度の予算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他の重要事項

(委員会の構成・性格及び招集)

第8条 委員会は、総会に次ぐ決議機関で、委員をもって構成する。

- 2 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(委員会の権限)

第9条 委員会は、次のことを行う。

- (1) 本会の運営及び活動方針審議
- (2) 総会へ提案する議題の審議および決定
- (3) 部会の活動計画の審議及び決定
- (4) 細則の改廃及び会費額の審議並びに決定
- (5) 役員の新補充及び委員定数の審議並びに決定
- (6) その他重要事項の緊急処理

(理事会の構成及び招集)

第10条 理事会は、会長、副会長、事務局長、書記、会計、理事で構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(理事会の権限)

第11条 理事会は、次のことを行う。

- (1) 総会、委員会での決議事項及び買いの常務の執行
- (2) 総会及び委員会に提案する議案の作成
- (3) 役員の新選出
- (4) 緊急事項の処理

(常置部会)

第12条 本会の活動推進のため、常置部会を置き、部長が役員と相談し運営する。

2 常置部会の構成及び事業は、細則で決める。

## 第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 (会員1名)
- (2) 副会長 (会員3名)
- (3) 事務局長 (教職員1名)
- (4) 書記 (会員2名、内教職員1名)
- (5) 会計 (会員2名、内教職員1名)
- (6) 会計監査 (会員または前年度理事2名)

(役員の新選出および権限)

第14条 会長及び副会長、会計、書記、会計監査は役員候補選考委員会において選考し、理事会において承認を得て決定するものとする。

2 会長は、本会を代表し、本会のすべての業務を統括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 事務局長は、会長・副会長を助け、この会の活動を調整し、円滑に進め、書記及び会計に係る事務を行う。

5 書記は、予算原案を作成し、これに沿った会計事務を処理する。

6 会計は、予算案を作成し、これに沿った会計事務を処理する。

7 会計監査は、会計事務を年1回以上監査し、総会で報告する。

## 第5章 委員

(委員の選出及び任務)

第15条 委員は、地区より互選されたもの及び教職員で構成し、諸問題を審議する。常置部会に所属し、活動を推進する。

2 定数については、細則で決める。

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員会又は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要業務について会長の諮問に応ずる。

## 第7章 任期

(役員及び委員の任期)

第17条 役員、理事および委員の任期は1か年とする。但し、再任は妨げない。

第18条 役員、理事及び委員の任期満了後も、後任が決定するまでその業務を行わなければならない。

## 第8章 会計

(会計等)

第19条 本会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第20条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第9章 細則

第21条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて委員会の決議を経て定める。

## 附則

この規約は、平成23年4月21日から施行する。

## 附則

この規約は、平成28年4月21日から施行する。(一部改正)

## 附則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。(一部改正)